

介護保険制度における福祉用具貸与・ 販売種目のあり方検討会(第2回)	
令和4年3月31日	田中構成員提出資料

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（第2回）  
についての意見

株式会社マロー・サウンズ・カンパニー  
代表取締役 田中紘太

※ 第1回の御議論を踏まえ、現場で実際にケアマネジメントを行っている中での経験を踏まえ、福祉用具のみのケアプランについての実情や傾向をご紹介したく、実際の事例の概要を以下のとおり、意見とともに申し上げます。

○ 福祉用具のみのケアプランの利用になりやすい傾向のご利用者

ケアマネジメントは利用者の意向心身の状態や、生活環境等様々な状況を勘案しながら、ケアマネジメントとして、アセスメントやモニタリング等を行っていることから、一概には言えませんが、これまでの経験を踏まえると、以下のようなお利用者や状況が傾向として言えるのではないかと思います。

- ・ 同居の介護家族はいるが配偶者も高齢であり、判断能力の低下や持病を抱えているが現時点では何とか本人の介護を行っており、本人は進行性の疾患であるため、予後は不良と言われているが、まだ何とか自宅内動作や近隣への外出は出来るため、有事の際には迅速に介入できるよう頻回に連絡を取り合い経過観察しており、給付としては福祉用具のみとなっており、入退院や外来通院の際には必要に応じて医療機関へ同行したり、連絡を取り合い対応しているケース
- ・ 精神疾患を患っており、他者が自宅内に入ってくることに拒否的であり、福祉用具貸与により住環境を整え、車椅子等を使用し通院を行っている。モニタリング訪問し本人の精神的な訴えに傾聴し精神面での安定化を図っている他、訪問以外の場面でも電話対応を行っているケース
- ・ 認知症があり、独居にて生活を送っている。服薬管理が出来ず訪問介護により服薬確認、服薬介助を行ってきたが、他者の介入に対して拒否を示し訪問介護の支援を断ってしまった。訪問診療と訪問薬局も介入しているが、こちらも拒否が見られておりいつ終了するか分からない。給付管理としては手すりの貸与のみとなっている。一人で外出してしまい、転倒により再骨折となり再入院となり、都度病院と連絡を取り合っている。

※ 上記の事例について、結果として福祉用具のみのケアプランであっても、毎月のモニタリング訪問においては、利用者の方の詳細な様子、状態の変化や生活環境、また、家族や親族との関係等（※）、対面でないと把握出来ないことがあるなど、多くの配慮が必要であり、具体的には、以下の点について、把握するようにしている。

#### (※) 具体例

- ・ 居室の環境（部屋の散乱状態、床・絨毯の状況、ゴミが溜まっていないか、捨てられているか、室内の匂い、机や冷蔵庫の中に賞味期限切れの物や同じようなものがないか、詐欺のような不審な手紙はないか等）
  
- ・ 手続きが滞っているものがないか（郵便ポストや新聞受けに書類や郵便物が溜まっていないか、現在あればコロナワクチンの接種状況等）
  
- ・ 住居の周辺状況（工事中による騒音、生活物資の確保のための近隣のお店の開閉状況等）
  
- ・ 本人の皮膚状態、浮腫み、体温、顔色、声のトーン、残薬の確認、医療機関への受診状況、口腔内の状態等対面でないと確認出来ないことの把握
  
- ・ 対面による信頼関係で引き出される利用者の本音や、意向に隠されたニーズの把握 等
  
- ・ 家族の仕事と介護のバランスや介護負担の状況、本人の前では話せない家族の本音、身体拘束や虐待に発展しないかの確認、ヤングケラー等がいなかったかの確認等

## ○ 福祉用具のみのケアプランの利用者が、福祉用具に複数サービスのケアプランに移行するケース

- ・ 認知症等があり閉じこもりがちとなっており、家族からも外出の機会を持つため、デイサービス等の利用を進めて欲しいと希望されているが、本人の拒否等もありなかなか利用に至らないが説得を続けることで徐々に他のサービスが導入できるケース

- ・ 本人は病識が乏しく、実際の ADL と本人の状態に乖離があり、転倒を繰り返している。リハビリテーション等の必要性が理解できず福祉用具により住環境を整えることで何とか転倒予防を図っており、説得を続けることで徐々にリハビリテーションを行うことが出来るケース

※ 上記の事例について、結果として複数サービスのケアプランに移行するケースであったとしても、当然利用者の自立支援と重度化防止の観点からのケアマネジメントを行っている。